

商標権	判決年月日	令和4年5月19日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和3年(行ケ)第10100号		
○ 指定役務を「情報技術の使用に関する教育訓練研修」等とする「S c r u m M a s t e r」の文字を標準文字で表してなる商標が、当該役務の質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標（商標法3条1項3号）に該当すると判断した事例				

(事件類型) 審決（無効・不成立）取消 （結論）審決取消

(関連条文) 商標法3条1項3号

(関連する権利番号等) 登録第6042646号

(審決) 無効2019－890057号

判 決 要 旨

- 1 被告は、第16類「書籍」等を指定商品、第35類「広告業」等及び第41類「情報技術の使用に関する教育訓練研修、電子出版物の提供」等を指定役務として本件商標（「S c r u m M a s t e r」の文字を標準文字で表してなる商標）について商標登録出願をし、平成30年4月に登録査定を受け、同年5月、商標権の設定登録を受けた。

原告らが本件商標について、商標法3条1項3号等に該当することを理由に商標登録無効審判を請求したところ、特許庁は、本件商標の指定商品及び指定役務中、第16類「書籍」等及び第41類「電子出版物の提供」等についての登録を無効とし、第41類の「情報技術の使用に関する教育訓練研修」等の役務（以下「本件指定役務」という。）を含むその余の指定商品及び指定役務についての審判請求は成り立たないとの審決をした。

原告らは、上記審決のうち、本件指定役務に係る部分の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

- 2 本判決は、要旨次のとおり判断し、本件商標が本件指定役務について商標法3条1項3号に該当しないとした本件審決の判断には誤りがあるとして、本件審決のうち本件指定役務に係る部分を取り消した。

- (1) 商標法3条1項3号が、「その役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」について商標登録の要件を欠くと規定しているのは、このような商標は、指定役務との関係で、その役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途その他の特性を表示記述する標章であって、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当でないとともに、一般的に使用される標章であって、多くの場合自他役務の識別力を欠くものであることによるものと解される。

そうすると、商標が、指定役務について役務の質を普通に用いられる方法で表示す

る標章のみからなる商標であるというためには、商標が指定役務との関係で役務の質を表示記述するものとして取引に際し必要適切な表示であり、当該商標が当該指定役務に使用された場合に、取引者、需要者によって、将来を含め、役務の質を表示したものであるとして一般に認識されるものであれば足りるものであって、必ずしも当該商標が現実には当該指定役務に使用されていることを要しないと解される。

- (2) 本件商標は、「S c r u m M a s t e r」の文字を標準文字で表してなり、「S c r u m」の語及び「M a s t e r」の語から構成される結合商標であって、本件商標から「スクラムマスター」の称呼が生じる。

認定事実によれば、本件商標の登録査定時において、「S c r u m」の語は、コンピュータ、IT関連の分野において、アジャイルソフトウェア開発の手法の一つを表すものとして認識され、また、「S c r u m M a s t e r」の語は、同分野において、アジャイルソフトウェア開発の手法の一つである「S c r u m」における役割の一つを表すものとして認識されていたものと認められる。

また、「マスター」(m a s t e r)の語は、一般に、「あるじ。長。支配者」、「修得すること。熟達すること」等の意味を有することからすると、「S c r u m M a s t e r」の語からは、アジャイルソフトウェア開発の手法の一つである「S c r u m」を修得した者、「S c r u m」に熟達した者などの観念をも生ずるものと認められる。

そうすると、本件商標が本件指定役務に含まれる「教育訓練、研修会及びセミナー等」に使用された場合には、取引者、需要者は、当該教育訓練等がアジャイルソフトウェア開発の手法の一つである「S c r u m」を修得することや、「S c r u m」における特定の役割に関する教育訓練等であることを示したものと理解するものといえるから、本件商標は、かかる役務の質(内容)を表示したものであるとして一般に認識されるものと認めるのが相当である。

そして、本件商標は、標準文字で構成されており、「S c r u m M a s t e r」の文字を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものであるといえるから、本件商標は、本件指定役務の質(内容)を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標(商標法3条1項3号)に該当するものと認められる。